

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (24)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (24)

第三章 国民の権利及び義務

——「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明——

憲法第38条も、人身の自由の一種で、「刑事上手続きの保障」に位置します。(3-④を参照)

憲法第三十八条 【自己に不利益な供述、自白の証拠能力】

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは強迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

1. 語句説明

供述・・・裁判官・検察官などの尋問に答えて証人・被告人などが事実や意見を申し述べること。

強制・・・無理におしつけること。無理じい。力づく、または権力によってさせること。

脅迫・・・相手に危害を加えることをほめかして、おどしつけること。「強迫」と区別して用いられる。

自白・・・自分の秘密を白状・告白すること。相手方の主張する、自己に不利益なこと、あるいは自己の犯罪事実を真実だと認めること。

証拠・・・事実や真実を証明するよりどころ。あかし。裁判所が裁判の基礎となること。

2. 条文説明

憲法第38条は、人間性に対する配慮と自白偏重による人権無視を防止するために規定されています。

1項は、黙秘権を規定した条文だと言われています。2項は、「真実性において疑わしい自白は一切証拠として採用しない」ということです。3項は、「本人の自白だけでは有罪にされない、ということで、架空の自白によって罪を着せられることを防止し、捜査機関が自白の獲得に熱中することや、不当な圧迫を加える事を予防しています。」

具体的には刑事訴訟法319条1項では、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない。」と定めています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.